香川県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年3月25日

香川県議会議長 新 田 耕 造

香川県議会規則第1号

香川県議会会議規則の一部を改正する規則

香川県議会会議規則(昭和31年香川県議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後 改正前 目次 目次 第1章~第3章 略 第1章~第3章 略 第4章 会議 第4章 会議 第1節 選挙 第1節 選挙 第27条~第29条 略 第27条~第29条 略 第30条(投票用紙の配付及び投票箱の点検) 第30条(投票用紙の配布及び投票箱の点検) 第31条(投票及び投票の終了) 第31条(投票及び投票箱の閉鎖) 第32条~第38条 略 第32条~第38条 略 第2節~第4節 略 第2節~第4節 略 第5節 表決 第5節 表決 第68条~第73条 略 第68条~第73条 略 第74条 (無記名投票) 第74条 (無記名投票による表決) 第75条・第76条 略 第75条・第76条 略 第6節 略 第6節 略 第5章~第12章 略 第5章~第12章 略 附則 附則 (会議時間) (会議時間) 第7条 会議時間は、午前10時から午後4時までとする。 第7条 会議は午前10時に開き、午後4時に閉じる。 2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。 時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員10人以上 ただし、出席議員10人以上から起立して異議の申立てがあったときは、計

- から起立して異議の申立てがあったときは、討論を用いないで会議に諮っ て決める。
- 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要 するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することに より、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

論を用いないで会議に諮って決める。

(投票用紙の配付及び投票箱の点検)

第30条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無を確かめなければならない。

2 略

(投票及び投票の終了)

第31条 略

2 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ<u>投票</u> の終了を宣告する。その宣告があった後は投票することができない。

(投票の効力)

第33条 略

2 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(秘密会)

第50条 略

- 2 秘密会の議事の記録は、公表しない。
- 3 略
- 4 委員会において、秘密会を開くときは前3項の例による。

(表決問題の宣告)

第68条 議長は、表決をとろうとするときは、<u>表決に付する</u>問題を会議に宣告しなければならない。

(無記名投票)

第74条 略

(会議録の配布等)

第80条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第30条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を<u>配</u> 布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 略

(投票及び投票箱の閉鎖)

第31条 略

2 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ<u>投票</u> 箱の閉鎖を宣告する。その宣告があった後は投票することができない。

(投票の効力)

第33条 略

(秘密会)

第50条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

- 2 委員会において、秘密会を開くときは前項の例による。
- 3 秘密会の議事は、秘密性の継続する限り、何人も他に漏らしてはならない。

(表決問題の宣告)

第68条 議長は、表決をとろうとするときは、問題を会議に宣告しなければならない。

(無記名投票による表決)

第74条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

(会議録の配布等)

第80条 会議録は印刷し、議員及び関係者に配布する。

2 略

(携帯品)

第109条 議場に入る者は、帽子、<u>コート、マフラー、傘</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、</u>この限りでない。

(懲罰動議の提出)

第117条 略

- 2 懲罰の動議が提出されたときは、議長は、速やかに会議に付し<u>討論</u>を用いないで、会議に諮り、懲罰特別委員会に付託する。
- 3 略

(協議又は調整を行うための場)

第124条 略

別表 (第124条関係)

2 (302 = 2)(030)				
名称	目的	構成員	招集権者	
略				
香川県議会個人情報保護審査会	香川県議会の保有す る個人情報の保護に 関する条例(令和4 年香川県条例第39号) 第47条の審査等	略		

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 略

(携帯品)

第109条 議場に入る者は、帽子、<u>外とう、えり巻、つえ、かさ</u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長の許</u>可を得たときは、この限りでない。

(懲罰動議の提出)

第117条 略

- 2 懲罰の動議が提出されたときは、議長は、速やかに会議に付し<u>討議</u>を用いないで、会議に諮り、懲罰特別委員会に付託する。
- 3 略

(協議又は調整を行うための場)

第124条 法第100条第12項の規定により設ける議案の審査又は議会の運営 に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)は、別表のとおりとする。

 $2\sim4$ 略

別表 (第124条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
略			
香川県議会個人情報保護審査会	香川県議会個人情報 保護審査会規程(平 成17年香川県議会告 示第3号)第1条の 審査等	略	